

木更津港台風・津波等対策委員会会則（昭和 58 年 9 月 1 日）第 8 条の規定に基づき、木更津港台風等災害防止に備えて、各関係者が被害を防止するために実施すべき港内の警戒体制等必要な事項について「木更津港台風津波等災害防止要領」を次のように定める。

施行 平成 29 年 1 月 1 日
改正 令和 2 年 6 月 24 日
改正 令和 3 年 7 月 1 日
改正 令和 6 年 6 月 27 日

木更津港台風・津波等対策委員長

1 発令後の対応

(1) 勧告の発令

- ① 木更津港長の船舶等に対する勧告等に合わせて、港内各船舶の対応について委員会で決定した事項を次のとおりとする。

船長等は、勧告内容及び台風や地震津波等の入手情報から、自船の状況や時間的猶予に鑑み、人命の安全を第一に必要な対応を決断し、措置を講じるものとする。

イ 台風：別紙 1

ロ 津波：別紙 2

ハ 南海トラフ地震：別紙 3

また、係留施設の管理者は、高潮や津波の発生時、木材や車両等、港内に流出した場合に航路障害物となるおそれがあるものについて、かかる流出防止対策を講じること。

② 情報の伝達

各委員は、木更津港長が警戒体制等について勧告したときは、船舶等が委員会で定める措置の円滑な遂行を図るため、連絡系統に従い速やかに関係者や関係船舶に勧告内容等を伝達する。【別紙 4】

なお、地震、津波発生時は、停電等による連絡系統の遅延若しくは断絶が予想されるため、木更津海上保安署からの電話・ファックス等による伝達を待つことなく、気象庁の津波警報の発表を受けて避難体制を確立するものとする。

そのため、各委員は、関係者や関係船舶に対し、テレビや無線電話等を含めたあらゆる手段で情報の入手に努めるよう指導するものとする。

(2) 発令の解除

- ① 二次災害防止のため、被害状況発生の有無を確認の後、勧告の解除を行うこととする。

そのため、港内の関係船舶や岸壁等に被害が発生した場合は、速やかに木更津港長に報告すること。

- ② 船舶の輻輳が予想される港口及び航路周辺海域について、次のとおり入港するものとする。

イ 港奥部係留施設の船舶を優先する。

ただし、競合する船舶間の調整が可能な場合や、関係者が予め協議して入港順位を決定した場合は、その結果に従う。

ロ 前号に関わらず港長から指示等ある場合は、これに従うものとする。

また、被災後の緊急物資輸送や復旧作業等について、委員会会則第5条の3に基づいて委員会を招集することがある。

(3) 情報提供

- ① 木更津港連絡系統から伝達（電話及びファックス、メール）
海の安全情報（海上保安庁ホームページ）
第三管区海上保安本部放送（VHF無線電話「よこはまほあん」）
東京湾海上交通センター放送（短波放送 1665kHz（日本語）
2019 kHz（英語）

- ② 問合せ先

木更津海上保安署（電話 0438-30-0118）

港湾情報センター（VHF無線電話「きさらづポートラジオ」）

2 台風対策

(1) 警戒体制

警戒体制については、委員会会則第5条に基づいて委員会を招集するものであるが、概ね次のとおりとする。

警戒体制	警戒体制発令時期目安
第一警戒体制 (荒天準備)	木更津港に強風圏（風速 15m 以上）到達 4 時間前
第二警戒体制 (避難勧告)	木更津港に強風圏（風速 15m 以上）到達 2 時間前

ただし、下記（2）第三管区海上保安本部長から勧告が発出される場合には、通常の警戒体制を前倒すものとする。

※ ただし書き主旨

特に勢力の大きな台風が東京湾に直撃するおそれがある場合等、安全な湾内避難が困難になることが考えられるため、台風の影響の少ない東京湾外の安全な海域へ十分な時間的余裕をもって避難できるよう勧告を早期に発出するもの。

また、海上交通安全法及び港則法の改正（R3.7.1 施行）により、東京湾および湾内各港からの船舶の退去を一体的に行う必要があると認めるとき、第三管区海上保安本部長が港長に代わって職権を行う旨の規定が整備されたため、これを明記するもの。

(2) 第三管区海上保安本部長が発出する勧告

イ 勧告

湾外避難・入湾回避勧告

ロ 勧告の発出基準及び時期

東京湾において最大風速 40m/s 以上の暴風となるおそれがある台風の強風域が東京湾に到達する場合には、海上交通安全法に基づき組織された東京湾台風等対策協議会※¹による協議を踏まえ、第三管区海上保安本部長から東京湾内の高リスク船等※²に対する勧告が、台風来襲の 2 日程度前に発出される。

※1 東京湾台風等対策協議会

海上交通安全法第 35 条に基づき、東京湾における異常気象又は海象により、船舶の正常な運航が阻害されることによる船舶の衝突又は乗揚げその他の船舶交通の危険を防止するための対策の実施に関し、必要な協議を行うため設置される組織。

※2 高リスク船等

- ①長さ 160m 以上の自動車運搬船、コンテナ船、ガスタンカー及びタンカー
- ②長さ 200m 以上の客船・フェリー及び貨物船
- ③積荷積載率（現在の積荷積載量/載貨重量トン×100）が 10% 以下の船舶
- ④総トン数 5 万トン以上の危険物積載船（液化ガス船を除く。）
- ⑤総トン数 2 万 5 千トン以上の液化ガス船

3 津波対策

(1) 巨大地震を感知した場合

船長は、津波警報等に関する情報収集に努めるとともに、人命の安全を第一に必要な措置を講じることとする。

- また、船舶運航者、船舶代理店等は、津波警報等に関する情報収集に努めるとともに、当該情報を適切に関係船舶に伝達するものとする。
- (2) 停泊している要支援（水先人、曳船など）船舶に係る基本方針
避難順位は、LNG 船、危険物積載船を最優先する。
 - (3) 港外に避難する場合、東京湾内における航法等について、第三管区海上保安本部から【別紙 2】のとおり。

4 平時に執るべき措置

(1) 船舶への周知

船舶運航者、代理店等の関係者は、木更津港に入港する船舶に対して本要領に定める避難勧告等の内容について、適切な方法を用いて周知徹底を図るものとする。

(2) 情報入手経路の確認

船舶運航者、代理店及び船長等は、木更津港長の勧告や気象庁が発表する警報等の迅速な入手について、予め確認を実施すること。

また、別途委員会の定める日に、【別紙 4】を用いた情報伝達訓練を実施する。

(3) 陸上避難場所の確保

係留施設の管理者は、施設を利用する船舶の乗組員等の陸上避難に備え、予め避難場所となり得る施設等を確保するため、所要の調整を行ったうえで適切な場所を選定しておくこと。

また、当該避難場所について、利用者に周知すること。

(4) 体制の整備

船舶運航者及び施設管理者等は、必要なマニュアル等を含む防災体制の整備に努めることとする。

なお、内容は状況や必要に応じて適時見直しを図ること。